

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金のご案内

令和6年度個人住民税が非課税の世帯を対象に給付金を支給します。また、同世帯に18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいる場合は、こども加算給付を支給します。

次のいずれかに該当する世帯は対象外になります。

- ・他の自治体で同趣旨の給付金を受給した世帯
- ・世帯全員が住民税課税者の扶養になっている世帯
- ・世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるにもかかわらず住民税未申告である方がいる世帯

	非課税世帯給付	こども加算給付
支給対象	令和6年12月13日時点で香美町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税非課税の世帯	・令和6年12月13日時点において同一世帯となっている18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ） ・令和6年12月14日～令和7年4月30日までに生まれた新生児
支給額	1世帯あたり 3 万円 （世帯主に支給します。）	児童1人あたり 2 万円 （世帯主に対象児童分を合算して支給します。）

↓ 給付金を受給するためには、手続きが必要です。 ↓

給付金を受け取るための手続き	・ <u>確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上で返信用封筒で返送してください。</u> 【確認事項】 ①記載された給付金振り込み口座に誤りがないか ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか ③世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないか ※ <u>添付書類が必要な場合は、必ず同封してください。</u>
----------------	--

お問合せ先

【手続きに関すること】	福祉課	☎ 0796-36-1964
【税金に関すること】	税務課	☎ 0796-36-1113



物価高騰対応重点支援給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すぐに香美町福祉課か最寄りの警察、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。
また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。

香美町では、スマートフォンやパソコンを使って行うオンライン申請（ファストパス）は行っておりません。

■受付期間	令和7年2月1日（土）～ 令和7年4月30日（水）【消印有効】
■提出先	役場福祉課または各地域局（郵送可）
■支給日	確認書または申請書等の受付審査後、随時支給します。